小規模個人再生による再生計画不認可

平成２３年（再イ）第３号

島根県松江市八束町二子12番地５
再生債務者　中本　淳司
１　主文　本件再生計画を認可しない。
２　理由の要旨　平成23年５月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法202条２項１号に定める事由がある。
平成23年５月23日　　松江地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第７号

兵庫県芦屋市松浜町16番４号302号
再生債務者　山本　直信
１　決定年月日時　平成23年５月20日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月10日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月17日から平成23年７月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２３年（再ロ）第４１号

大阪市生野区中川東２丁目15番18号
再生債務者　樋口　初良
１　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月23日から平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第４６号

大阪府池田市住吉１丁目17番３－Ｂ号
再生債務者　左海　一郎
１　決定年月日時　平成23年５月23日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月20日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月23日から平成23年７月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１号

和歌山市北新中ノ丁34番地の２
再生債務者　湯川　暁人
１　決定年月日時　平成23年５月24日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月28日から平成23年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（再ロ）第１号

大分県玖珠郡玖珠町大字森962番地
再生債務者　溝部　　尚
１　決定年月日時　平成23年５月24日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年７月５日から平成23年７月19日まで
大分地方裁判所日田支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第７号

兵庫県三田市狭間が丘５丁目５番地　２棟305号
再生債務者　髙田　祐二
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年６月13日まで
平成23年５月23日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第５号

大分市新川町２丁目６番11号　マリンコート新川104
再生債務者　明谷　和彦
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月26日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年６月13日まで
平成23年５月23日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（再ロ）第１号

秋田県雄勝郡羽後町貝沢字五十堀４番地８
再生債務者　佐々木尚喜
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月16日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年６月14日まで
平成23年５月24日　秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（再ロ）第１号

静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本784番地の16
再生債務者　森谷　義一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月12日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年６月20日まで
平成23年５月23日　静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（再ロ）第２６号

大阪市西区南堀江４丁目30番15号501
再生債務者　濵見香奈子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月２日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年６月20日まで
平成23年５月23日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１４号

沖縄県那覇市三原２丁目15番７号
再生債務者　徳松　安彦
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月19日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年６月20日まで
平成23年５月23日
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１０００１号

茨城県那珂市飯田2727番地１
再生債務者　綿引　洲英
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月19日　　水戸地方裁判所

平成２２年（再ロ）第１２号

鹿児島市皇徳寺台２丁目15番５号
再生債務者　重野　晴美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月23日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２２年（再ロ）第９号

秋田県大仙市高梨字上高梨１番地６
再生債務者　茂木　勝美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月24日　秋田地方裁判所大曲支部

会社公告

吸収合併

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することといたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十三年八月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会の承認決議は平成二十三年五月三十日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十五日
掲載頁　一二四四頁（号外第一三四号）
平成二十三年六月一日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三三三番地十三　（甲）むさし証券株式会社
代表取締役　小髙富士夫
東京都中央区日本橋兜町十番三号
（乙）のぞみ証券株式会社
代表取締役　外山　一樹